

公 示 送 達 書

北収税第134号
令和 8年 7月24日

熊本県県北広域本部長

地方税第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

熊本県北広域本部長は、送達すべき書類を保管していますから、送達を受けるべき者からの申出があればいつでも送付します。

なお、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

[illegible]